

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年2月21日

大分地方法務局杵築支局 登記官 畠田 悟

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (㎡)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3201 -2023 -0002	国東市国見町 岐部字大内迫 3771番1	墓地	160	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が ない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3201 -2023 -0003	国東市国見町 岐部字大内迫 3771番2	墓地	61	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が ない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3201 -2023 -0005	国東市国見町 岐部字大内迫 3785番	墓地	34	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者が ない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)